


令和5年度 認定こども園・保育園・小規模保育施設・事業所内保育施設
入園申込みのしおり（保育を必要とする教育・保育給付（2号・3号）認定用）

保育料第2子以降無償化に伴う記載内容の変更について

改正時期：令和5年4月から

6 ページ 7 (2) きょうだい児多子軽減について			← 改正の詳細はこちらを ご覧ください。
(改正前)	<p>就学前のお子さんのうち、きょうだいで保育園等を利用する場合、在園している上のお子さんから順に数えて、2人目以降のお子さんの保育料を軽減します（第2子を半額、第3子以降を無料）。</p> <p>また、利用者負担額表における、B階層、C階層、D1からD4階層まで（詳細は利用者負担額表を参照）の世帯については、上のお子さんの年齢や保育施設等の利用に関わらず、きょうだい順を数え、算定します。</p>		
(改正後)	<p>利用者負担額表の階層に関わらず、0～2歳児クラスの第2子以降の保育料は無料です。また、世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。</p>		